

別紙1 業務・機能要件定義書

No.	項目	機能概要
1	民間救急システム	救急隊及び医療機関向けの救急搬送支援サービスであること。
2	民間救急システム	本県が定める救急隊から医療機関へ傷病者を引き継ぐ際に使用する「傷病者申し送り票」を作成・出力できること。
3	民間救急システム	救急搬送に係る必要な救急事案情報、搬送傷病者情報の登録・連携、搬送調整等の手続きをオンライン・ワンストップで行えること。
4	民間救急システム	入力方法については、キーボード入力のほか画像OCR入力、音声入力、テンキー入力、スクリブル入力（手書き入力）、ドラムロールなどを用いて容易にできる（入力しやすい工夫がなされている）こと。
5	民間救急システム	医療機関には救急隊からの受入要請の内容が分かりやすく通知され、表示されること。
6	民間救急システム	要請救急隊名、年齢、性別、主訴、現病歴、既往歴、バイタルサイン、処方薬、付き添い情報、画像等を医療機関側の端末に表示させること。
7	民間救急システム	個別または任意の複数の医療機関を選択し受入れ要請ができること。
8	民間救急システム	医療機関名をリストで表示すること。医療機関リスト内で、診療科目等で絞り込みを行い、現在地からの距離順で表示順を変更できること。
9	民間救急システム	一斉要請機能において医療機関から回答があった場合、分かりやすく端末画面へ表示させること。回答内容は、医療機関名、回答結果を表示させること。
10	民間救急システム	二次元コード化された情報は専用リーダーで読み取った場合、医療機関の電子カルテへ取り込みができること（専用リーダーについては医療機関の準備とする）。
11	民間救急システム	救急隊からの要請内容が、コミュニケーションアプリへ共有できること。救急隊から搬送傷病者情報が通知された際、院内多職種ユーザーのスマートフォン等へ即時通知が行えること。また共有内容には、氏名や生年月日の個人情報に配慮されていること。
12	民間救急システム	救急隊が搬送実績（医療機関の受入・拒否状況等）、医療機関が応需状況（空床状況等）をシステムへ登録でき、登録情報を関係者（救急隊・医療機関）が確認し、搬送調整に活用できる工夫がなされていること。登録情報については、所属圏域の受入状況等をリアルタイムで参照でき、また、表示圏域や表示時間を変更できること。
13	民間救急システム	将来予定している消防OA連携が行える拡張性を設けた仕組みであること。なお、実際の連携は県及び各消防本部（局）と協議を行い、実施時期等を含めそれぞれ決定するものとする。
14	民間救急システム	フライトドクターの交渉の円滑化・受入医療機関の受入判断や受入準備の効率化のため、ドクターヘリの運用においてもシステム導入対応を実施すること。なお、機能・運用方法等については、発注者及び発注者が必要と認める者と協議の上、対応すること。
15	民間救急システム	「心肺機能停止患者の一个月後の生存率・社会復帰率」等と相関のある疫学（頻度、種類、出現タイミング）と予後との関係性について、救急隊活動中などの記録から実態を明らかにできるような生命兆候等を入力できる機能を設けること。なお、機能・運用方法等については、発注者及び発注者が必要と認める者と協議の上、対応すること。
16	民間救急システム	本業務で構築する「救急医療情報連携プラットフォーム」とAPI経由で医療機関情報（基本情報、担当診療科、受入状況など）を取得できること。
17	民間救急システム	本業務で構築する「救急医療情報連携プラットフォーム」とAPI経由で標準化された傷病者情報データセット（傷病類型、バイタルサイン、画像、現場到着時間、病院到着時間など）を送信・取得できること。
18	民間救急システム	本業務で構築する「救急医療情報連携プラットフォーム」とAPI経由で搬送確認書等のデータセットを送信・取得できること。
19	民間救急システム	APIコール数等を計測し、出力できること。
20	救急医療情報連携プラットフォーム	救急搬送に係る必要な受入医療機関情報の登録、傷病者情報の登録等を民間救急システム等と連携して、オンライン・ワンストップで行うことを可能とする「救急医療情報連携プラットフォーム」を、令和6年度厚生労働省モデル事業を参考にしながら構築・拡張し、本県において運用できるようにすること。
21	救急医療情報連携プラットフォーム	機能・画面構成については、「別紙8 「救急医療情報連携プラットフォーム」モデル事業実施報告書（国公表資料）」を参照の上、県・システム利用者等と十分に協議の上、構築すること。
22	救急医療情報連携プラットフォーム	自治体がアクセスできるLGWAN-ASPサービスであること。なお、令和7年度中にLGWAN-ASP登録が完了（R7.10運用開始時点ではASPである必要はない）できるよう構築すること。
23	救急医療情報連携プラットフォーム	G-MISに登録されている医療機関基本情報などに加えて、参加病院から登録される付加情報を、自治体が確認し必要な修正が可能なこと。
24	救急医療情報連携プラットフォーム	自治体単位で搬送確認書（傷病者申し送り票）データセットの登録・更新が可能なこと。
25	救急医療情報連携プラットフォーム	自治体単位で救急隊の基礎情報（車輜番号や携帯番号など）の登録・更新が可能なこと。
26	救急医療情報連携プラットフォーム	傷病者情報登録時間・応需情報更新状況等の柔軟なデータ解析・ダッシュボード表示が可能なこと。
27	救急医療情報連携プラットフォーム	民間救急システムとのAPI連携において、医療機関情報等の受け渡しが可能なこと。
28	救急医療情報連携プラットフォーム	民間救急システムとのAPI連携において、救急搬送調整に必要な傷病者情報等の受け渡しが可能なこと。
29	救急医療情報連携プラットフォーム	民間救急システムとのAPI連携において、搬送確認書・医師受領サイン等の受け渡しが可能なこと
30	救急医療情報連携プラットフォーム	民間救急システムとのAPI連携において、救急隊帰署後報告に必要な傷病者情報・搬送確認書等の受け渡しが可能なこと。
31	救急医療情報連携プラットフォーム	前項で示す民間救急システムが導入されていない場合において、以下に掲げる機能及び要件を充たし、搬送調整等が行えること。 【消防救急隊向け機能】 ・救急隊員が多要素認証を経て、プラットフォームにログインし、ブラウザ上で利用できること。 ・傷病者情報（画像を含む）を登録・更新できること、また、登録の取り下げもできること。 ・救急隊員が登録したバイタルサインモニター画像をAI解析するなど入力支援・効率化すること。 ・搬送確認書（標準化された）を登録でき、医療機関の受入確認を得られること。 ・応需状況を登録・更新・閲覧できること。 ・システム操作ログが表示され保存されること。 【医療機関向け機能】 ・医療機関職員が多要素認証を経て、プラットフォームにログインし、ブラウザ上で利用できること。 ・民間の救急システムからの登録を含め、複数の救急システムからの登録情報が一元管理されていること。 ・登録された傷病者について、受入可否を登録する（手上げ・受入確定）機能を提供できること。 ・自院での受入確定後に、当該傷病者の詳細情報を表示・管理する機能を提供できること。 ・搬送確認書への医療機関受入確認を電子的に登録できること。 ・受入確定した傷病者情報をインターネット非接続PC端末に転記するための、QRコード生成機能を提供できること。 ・応需状況を登録・更新・閲覧できること。 ・各医療機関によるシステム操作ログが表示され、保存されること。
32	救急医療情報連携プラットフォーム	QRコードを介して、受入が確定した傷病者情報を救急医療情報連携プラットフォームからインターネット非接続PC端末（電子カルテ導入端末）へ転記できること。
33	救急医療情報連携プラットフォーム	本業務を通じて、構築する救急医療情報連携プラットフォームについて、実際の救急医療現場での検証を行うとともに、各システム間の接続に関する動作検証を行うこと。 【検証項目】 ・救急医療情報連携プラットフォームの動作検証 ・救急医療情報連携プラットフォームと民間の救急システムの接続に関する動作検証
34	救急医療情報連携プラットフォーム	本業務を通じて、以下に掲げる仕様書や標準仕様書を策定すること。また、救急医療情報連携プラットフォームの全国展開にあたり、国において活用できるよう、受託事業者は、国において自由に複製・改変等することや、それらの利用を第三者に許諾することができることと、任意に開示できるものとする（ソースコードの開示まで求めるものではない）。 【策定する仕様書案等】 ・救急医療情報連携プラットフォームの要件定義書案・仕様書案・デザインシステム案・データ項目案 ・民間の救急システムと救急医療情報連携プラットフォームとのAPI連携に係る標準仕様書案・データ項目案
35	救急医療情報連携プラットフォーム	本業務の実施報告書として、以下に掲げる項目を含む報告書を策定すること。 【実施報告書に含むべき項目】 ・本事業による効果検証結果（KPIの計測・分析） ・本事業を通じて明らかとなった運用上の課題 ・救急医療情報連携プラットフォームの全国展開を進めるにあたっての課題
36	救急医療情報連携プラットフォーム	国が救急医療情報連携プラットフォームを全国展開するにあたり、他の自治体における円滑な導入をサポートするために、本業務で得られた知見を共有する等、県と協力して対応すること。
37	救急医療情報連携プラットフォーム	本業務では、全ての救急搬送において救急隊がシステムに登録した情報は、救急医療情報連携プラットフォームを経由して医療機関に共有される仕組み・運用とするが、実際の救急搬送において利用するシステムのため、リスクマネジメントの観点から、本システムの仕様上は、本県の現行実証実験の運用である救急医療情報連携プラットフォームを経由せず民間救急システムから直接、医療機関に情報が共有できるようにすること。
38	システムの効果検証	本調達仕様書に記載する検証項目等について、システムログ、アンケート調査等により、県・システム利用者との協力し、実施すること。
39	その他	システムの構築にあたり、機能・運用方法等について、県・システム利用者等と十分に協議し、方針を決定すること。
40	その他	免責事項やプライバシーポリシー等、本システムを利用する上でユーザに提示する必要がある規定を、県と協議の上作成すること。